

令和５年度第２回旭川市子ども・子育て審議会
児童福祉施設等整備部会

- 日 時 令和６年２月７日（水）１８：３０～２０：００
- 場 所 旭川市役所新総合庁舎 ７階 大会議室Ｃ
- 出席委員 片桐委員，佐藤委員，佐々木委員，長島委員
- 事務局 子育て支援部こども育成課 宮川課長
こども育成係 齊藤係長，西山，猪川，山方
保育給付係 藤永補佐，長野主査，中見主査
こども事業係 高嶋補佐，佐藤主査，竹下
- 傍聴者 ０名
- 公 開 一部非公開
※特別支援保育事業実施施設の決定については，旭川市市民参加推進条例第９条ただし書きにおける旭川市情報公開条例第７条第４号（審議・検討事項）に該当するため非公開とする。
- 議事概要
 - １ 開会
 - ２ 報告事項
 - (1) 特定教育・保育施設の認可定員の設定等について
事務局より，あかしあ認定こども園及び幼保連携型のなか認定こども園の認可定員の増について説明を行ったが，特に委員からの意見等はなかった。
- ３ 協議事項
 - (1) 事業継承に伴う分園設立について
事務局より，北星おおぞら認定こども園の分園設立について，説明を行った。
その後，次のとおり質疑応答があった。
 - （委 員）旭川市において小規模保育事業はいつまで事業を続けるのか。
少子化の影響で子どもの数が減っている中，あえて分園として存続させる意味はあるのか。事業として割り切って廃止ではだめなのか。
 - （事務局）委員のご指摘のとおり，事業として割り切り，廃止という考え方も出来る。
しかしながら，現在，就学前児童数の急激な減少を踏まえ，各事業者において様々な動きが生じているところであり，市としても取組の方向性を整理することが必要であると考えている。そのような中，このタイミングで小規模保育事業は廃止することを打ち出すことにより，在園児の扱いを含めて混乱が生じることを避けたいと考えている。
今回の分園設立については，勤務している職員の雇用及び在園児の状況を考慮し，これらに影響を生じさせないことを重視したものである。
 - （委 員）今現在の小規模保育事業の保育園げんき！の在園児数は何人か。
 - （事務局）令和５年１２月１日時点で，０歳児が６人，１歳児が８人，３歳時が７人の合計２１人である。

(委 員) 社会福祉法人養成会は分園として設立する意図は何なのか。

小規模保育事業の保育園げんき！に勤めていた職員を社会福祉法人養成会で雇うのが目的か。

(事 務 局) 認定こども園を経営しているのもあり、小規模保育事業をそのまま引き継ぐのは運営的に難しいという話を当初聞いていた。

なお、小規模保育事業の保育園げんき！の園長と在園児の保育環境は変えないようにしようという共通認識は持っているとのことである。

(委 員) 本園と分園の住所が離れていて、北星おおぞら認定こども園の保育のあり方が共有されるかのイメージが湧きづらい。

社会福祉法人養成会に本園と分園で保育のあり方が相違しないように伝えて欲しい。

(事 務 局) 承知した。

(委 員) 令和6年3月31日までは小規模保育事業であるため、現在2歳児の子どもは小規模保育事業の保育園げんき！の連携施設での受け入れが有効であるか。

(事 務 局) 有効である。

以上、(1)に係る事務局案に対して修正・変更を求める意見はなかったため、原案どおり決定された。

(2) 私学助成幼稚園から施設型給付幼稚園への類型変更について

事務局より、旭川幼稚園、たいせつ幼稚園及びつくし幼稚園の施設型給付への類型変更について、説明を行った。

その後、次のとおり質疑応答があった。

(委 員) 旭川市にある私学助成幼稚園は残り1つになるということか。

(事 務 局) そのとおり。

以上、(2)に係る事務局案に対して修正・変更を求める意見はなかったため、原案どおり決定された。

(3) 特定教育・保育施設の利用定員等の変更について

事務局より、特定教育・保育施設の利用定員の減について、説明を行った。

その後、委員から質疑等が無く、(3)に係る事務局案に対して修正・変更を求める意見はなかったため、原案どおり決定された。

(4) 特別支援保育事業実施施設の決定について

協議に入る前に、特別支援保育事業実施施設の決定において、佐藤委員との関係がある施設が含まれるため、一時退席をお願いした。

佐藤委員退席後、事務局より、特別支援保育事業実施施設の決定について説明を行った所、(4)に係る事務局案に対して修正・変更を求める意見はなかったため、原案どおり決定された。

なお、佐藤委員に関係する施設が含まれる協議終了のため、佐藤委員着席。

(5) 旭川市こども誰でも通園制度（仮称）試行的事業実施施設の募集について

事務局より、旭川市こども誰でも通園制度（仮称）試行的事業実施施設の募集について、説明を行った。

その後、次のとおり質疑応答があった。

（委員）多胎児の定期利用を優先とあるが、具体的にどのような子どもを想定しているのか。また、その子どもをどのように把握するのか教えてほしい。

（事務局）多胎児で子育てを苦労されている方を優先している。把握の仕方としては、おやこ応援課にて行っている赤ちゃん訪問や乳幼児健診を活用したいと考えている。

（委員）令和6年度は試行的事業として行うとのことであるが、事業の効果測定はどのように行うのか。

（事務局）利用者へのアンケートの他、おやこ応援課及びこども育成課による委託事業者へのヒアリングなどを想定している。

（委員）事前に評価項目を決めておいた方が良いと考える。

（委員）多胎児を優先する理由は何か。他にも優先すべき対象はいるのではないか。

（事務局）多胎児を優先した理由は、子育ての人数的な部分で配慮が必要と判断したからである。

（委員）人数的な大変さももちろんあると思うが、人数以外の理由で配慮すべき子どももいると思う。その中で「配慮が必要な子ども」ではなくあえて「人数が多く大変なため」という理由で多胎児を優先すると明記しているのは納得がいかない。多胎児という文言を削除したほうが良い。効果を測定していくという意味合いからしても限定しないほうが良い。

（事務局）こども誰でも通園制度について、現行の「一時預かり事業」との違いを利用者に具体的に伝えていくことが難しい状況だが、そのような中でも試行的事業を含めてこの制度を活用して、子ども子育て環境の充実に資するような取組を進めていくというのが自治体としての立場であると考えている。

その際、委員からご指摘のあったとおり、配慮が必要な家庭を優先することについては、市も同じ考えを持っている。

こども家庭庁から出ている試行的事業に係る公募要綱の中にも、例えば生活保護世帯や、障がいをもっている子どもなどいくつかのケースを取り上げて、出来るだけ利用させてあげてくださいと明記されており、旭川市も試行的事業に取り組むに当たり、多胎児を抱えておられる家庭も遠慮なく利用してくださいというメッセージ性を打ち出したものである。

（委員）メッセージ性という意味合いや、こども家庭庁がいう「こども誰でも通園制度」の趣旨との整合性から言っても多胎児の記載はカッコ書きのほうが望ましいと考える。

（委員）こども誰でも通園制度はすごくいい制度だと思う。サポートプラン等もこれから作っていくことが必要となるので、「こども誰でも通園制度があるから使いましょう」と言いやすい。多胎児の記載をカッコ書き等にして、「特別扱いされていないんだな」という気持ちで利用してほしい。

特別なニーズがあると思われると利用したくないという保護者もいると思われる。

- (委 員) 実施場所について、地域子育て支援センター及び幼稚園については本事業専用室としているがなぜか。
- (事 務 局) 本事業を利用できるのが、0歳児半から2歳児であり、幼稚園に在園していない年齢層なので、同じ部屋では預かりができないということで専用室を用意してもらいたい趣旨である。地域子育て支援センターについても同様の趣旨である。
- (委 員) 委託先の園に通園している子どもの保育・教育時間中に本業務の子どもを預かることは可能か。
- (事 務 局) 実施施設において、本市施設の基準条例に準じた面積があるのであれば可能である。
- (委 員) 1日4時間以内の利用とあるが、延長する場合は、一時預かり事業の利用となるのか。
- (事 務 局) 食事提供の観点から原則1日4時間以内としているが、施設が対応できるのであれば、1日4時間以上の利用も可と考えている。なお、その場合も月10時間が上限となる。
- (委 員) こども誰でも通園制度は子育て支援を手厚くするなど、一時預かり事業と差別化をするような事業にしていけば良いと考える。
また、公募において合計点数が0点だったとしても、公募者が他にいない場合は、その相手を委託先とするのか。
- (事 務 局) 現状最低点は定めていない。
- (委 員) 最低点は設けたほうが良い。
- (委 員) 審査項目は旭川市独自に設定したものであるか。
- (事 務 局) そうです。
- (委 員) 審査項目の「(1)現在の経験値」について、幼稚園が手上げた場合は点数を取ることができない。こども家庭庁が示すこども誰でも通園制度は幼稚園を含めての制度であるがその趣旨を踏まえると、この部分は改めた方が良い。
「2 保育環境について」は幼稚園などは空き教室もあるので、そこを代用するなど環境については柔軟に対応出来ると思うが、「(1)現在の経験値」についてはそのような柔軟な対応が出来ない。
旭川市は1号認定の利用定員割れが多く、幼稚園経営者も苦慮している中、公正な審査項目の上で幼稚園が公募落ちとなるのであればしょうがないが、この審査項目内容では公正とは言えない。
- (事 務 局) 預かる年齢層が0歳児半から2歳児であるため、もともと経験のある保育所及び認定こども園と全く経験の無い幼稚園とではスタートラインの時点で不公平が生じているのは理解している。
一方で、預かる時の安心や保育の質という観点で、検討していかなければならないと考えている。
- (委 員) 預かる時の安心や保育の質について担保する必要があることも理解するが、20点という配点はよろしくない。また、乳児保育といった研修が旭川民間保育所相互育成会と北海道私立幼稚園協会旭川支部とで分かれており、受講できない職員も顕在していることから、旭川市としてその土壌を作っていく必要もあると考えられる。

(事 務 局) 保育園や幼稚園の施設から話を伺うと、保育園よりも幼稚園の方がこども誰でも通園制度に関心が高いように伺える。試行的取組から本格実施に至るまでの間に幼稚園も含めてより多くの施設で実施できるようにすることも念頭に置きながら、今回の試行的取組に係る審査基準の見直しを検討したい。

(委 員) 公募相手決定にあたり、委員加点はあるのか。

(事 務 局) スケジュールの面もあり、委員加点はない。

(委 員) 令和7年度以降の予定は決まっているのか。

(事 務 局) こども家庭庁からは、令和7年度に地域子ども・子育て支援事業として制度化し、実施自治体数の増加を図る旨の方向性が示されている。併せて、現行の一時預かり事業の扱いなども徐々に明らかになるものと思われる。

3 その他

事務局より、次の内容について、説明があった。

(1) 今年度の本部会の開催について、今日で最後である。

4 閉会